

交通安全対策基本法【抜粋】 昭和45年6月1日法律第110号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国の責務)

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第二章 交通安全対策会議等

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十四条 内閣府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

第三章 交通安全計画

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

（都道府県交通安全計画等）

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

- 2 【略】
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

○鈴鹿市交通安全条例

平成19年6月26日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、鈴鹿市における交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通安全を確保するとともに、総合的な交通安全施策の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、県、警察その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、日常生活を通じて交通安全意識及び交通マナーの向上に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に当たり使用する車両の運転者に対し、交通安全意識の高揚を図り、交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全施策に協力しなければならない。

(良好な道路交通環境の確保)

第5条 市は、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努めるものとする。

2 市は、良好な道路交通環境を確保するため必要があると認めるときは、関係機関等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市は、交通安全意識の高揚を図るため、地域、事業所、学校、家庭等における交通安全教育を効果的に推進するものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第7条 市は、市民に対し交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第8条 市は、交通死亡事故が発生し、又は市内の特定の箇所において重大な交通事故が多発した場合で、必要があると認めるときは、関係機関等と協議の上、総合的な交通事故防止対策を講ずるものとする。

(交通安全対策会議)

第9条 市は、法第18条第1項の規定に基づき、鈴鹿市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

2 対策会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 鈴鹿市交通安全計画の策定に関すること。

(2) 市が実施する道路交通の安全に関する総合的な施策の審議及び推進に関すること。

3 対策会議は、市長が任命する委員20人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 前項の場合において、委員の欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 対策会議の運営等について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

2 鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(44) 交通安全対策会議委員 日額 8,800円

○鈴鹿市交通安全対策会議規則

平成19年6月29日規則第61号

改正 平成24年3月15日規則第9号
平成28年3月14日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市交通安全条例（平成19年鈴鹿市条例第17号）第9条第6項の規定に基づき、鈴鹿市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 対策会議は、次に掲げる委員で組織し、市長が任命する。

- (1) 民間団体の代表者
- (2) 交通に関する事業を営む者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第3条 対策会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 対策会議は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、危機管理部交通防犯課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。